

漁業集落復興効果促進事業

1. 基本的な考え方

漁業集落防災機能強化事業と連携して復興に相乗効果を加え、あるいは当該事業の促進に寄与することを目的に行う事業等のうち、市町村が事業主体となつて行う以下に掲げる事業については、事業費の20%を一括して配分することとし、事前の承認を要しないものとする。

なお、市町村においては、当該事業の実施にあたっては、制度要綱第2の2の(1)の規定に留意するほか、①真に必要なかつ有効な事業を選択するとともに、その実施方法についても適切かつ効率的なものとなるよう努め、コスト縮減を図ること、②著しい被害を受けた地域内(まちづくりと一体として行う面整備)及びL2津波想定区域内並びに隣接する地域で行うことを基本とし、当該事業が漁業集落防災機能強化事業の実施地域と空間的に距離がある場合や、時間的にずれが生じる場合には、当該事業の必要性、公益性、基幹事業との関連性に留意すること、③水産業の再生・漁村の活性化に資する事業にあつては水産関係者が共同で利用するなど公益性が確保されていること、をふまえ事業を実施する必要がある。

2. 事業内容

1. コミュニティの立ち上げ・再生		
津波浸水被害を受けた漁業集落において、被災前のコミュニティを維持するとともに、再整備される漁村の生活環境を整えることで漁村の立ち上げ・コミュニティ再生の支援に必要な事業		
事業名	事業内容	条件等
・被災地復興のための土地利用計画策定促進事業(調査費)	調査設計、測量業務等に係る業務	
・工事統括マネジメント事業(調査費)	複数事業の工事統括マネジメント業務	
・住民合意形成促進事業(調査費)	住民との意見交換会の開催、合意形成方策検討業務、専門家の派遣等に係る業務	モデル事業として一定期間実施するもの。
・漁業集落再編コーディネート事業(調査費)	複数事業のコーディネート業務、発注者支援業務	
・被災者のためのコミュニティ活動支援事業(事業費)	再編整備された土地で被災者が行うコミュニティ活動に必要な施設、資機材の整備、用地取得及び造成に係る事業	
・被災高齢者向け巡回活動支援事業(調査費)	巡回訪問による生活改善、健康管理、リハビリ指導等の活動支援事業	モデル事業として一定期間実施するもの。
・交通確保が困難な住民のためのコミュニティバス運行支援事業(事業費)	コミュニティバスの購入、バス停の設置、バス運行委託事業	モデル事業として一定期間実施するもの。
・仮設小中学校スクールバス運行支援事業(事業費)	スクールバスの購入、バス運行委託事業	モデル事業として一定期間実施するもの。
・集団移転跡地利用計画策定調査事業(調査費)	調査設計、換地設計、測量業務等に係る業務	
・集団移転跡地環境整備事業(事業費)	地盤改良事業、切盛土整備事業、用地舗装	
・被災用地再編整備促進事業(事業費)	境界杭の埋設、用地舗装、集落内の簡易道路の整備	
・被災住宅等の改修相談・啓発支援事業(事業費)	被災住民(仮設住宅への居住者を含む。)への住宅等の耐震補強工事等に係る相談・啓発支援事業	モデル事業として一定期間実施するもの。
・被災者のための生活・健康相談支援事業(調査費)	被災者への生活相談・健康相談所の運営	モデル事業として一定期間実施するもの。
・被災者のための集団墓地・霊園整備事業(事業費)	被災者を対象とした墓地・霊園等の用地取得及び造成	墓石等の個人所有物、個人補償に係る経費を除く。

2. 水産業の再生・漁村の活性化		
津波浸水被害を受けた漁業集落において、漁業者の就業の場を確保するとともに、安全な水産物提供の実現と水産業の持続的発展を図るために必要な事業		
事業名	事業内容	条 件 等
・水産業関連共同作業資機材整備事業(事業費)	プラスチック製魚箱やケース、選別台等の資機材の調達	1地区当たり1千万円以下のもの。
・地域資源利活用促進支援事業(調査費)	地域資源を活用した商品の開発、検査・分析等に係る業務	
・地域資源利活用施設用地取得・造成事業(事業費)	市町村が整備する場合の用地取得及び造成に係る事業	1地区当たりの用地取得及び造成が1億円以下のもの。
・魚市場背後地の衛生環境対策事業(事業費)	衛生管理を図る観点から必要な廃棄物の除去、用地舗装、排水整備等に係る事業	
・再生可能エネルギー活用・推進計画策定調査事業(調査費)	風力及び太陽光等の自然エネルギー並びにバイオエネルギーを活用した発電設備の活用・推進計画策定に必要な調査	
・番屋群等再生事業(事業費)	被災前に使用されていた番屋群等を再生する場合の施設整備、資機材の整備	施設整備については、1戸当たり1億円以下のもの。
・水産加工流通高度化設備支援事業(事業費)	地元で獲れる水産物の一時保管を目的とした簡易な冷蔵設備や一時保管設備、鮮度管理等のための検査機器等の整備	1地区当たり1千万円以下のもの。
・復興イベント開催事業(調査費)	復興目的で行うイベント運営事業	モデル事業として一定期間実施するもの。有価物の分配を内容とするイベントを除く。
・海産物等地域ブランドの販売促進事業(調査費)	市町村が行う地域ブランドの販路拡大や販売促進に必要な事業(マーケティング調査、プロモーション活動等)	モデル事業として一定期間実施するもの。
・漁業体験交流・担い手育成支援事業(事業費)	体験漁業活動や研修活動に係る事業	モデル事業として一定期間実施するもの。
・磯場資源回復事業(事業費)	雑海藻駆除や播種・移植、海浜・海中清掃等の活動	被災を受けた漁場。モデル事業として一定期間実施するもの。
・水産業・漁村復興支援調査事業(調査費)	実態調査、先進事例調査、周辺海域における水産資源調査、水産業の再生・漁村の活性化の提案、簡易なモデル検証事業等を行うために必要な調査	

3. 漁村における防災体制の強化		
津波浸水被害を受けた漁業集落において、今後同様な被害を経験しないよう、今回の被害状況を正確に把握するとともに、強力かつ効率的な予防対策が図られるために必要な事業		
事業名	事業内容	条件等
・震災・復興記録の収集・整理・保存(調査費)	震災の記録を後世へ伝え、防災性向上に資するための震災・復興記録の収集・整理・保存	
・避難誘導施設整備事業(事業費)	避難誘導施設整備:漁港から高台までの軽微な避難路(階段及び手すり等)や避難塔の整備	1施設当たり3億円以下のもの。
・避難誘導機器整備事業(事業費)	避難誘導機器:標識や掲示板、携帯用防災情報伝達機器等	
・地域防災・減災(BCP)計画策定調査事業(調査費)	地域防災・減災(BCP)計画策定のための調査	今後の体制づくりに確実に反映されること。
・災害用給水機材格納倉庫整備事業(事業費)	災害用給水機材格納倉庫事業、給水計画に基づく防災井戸や給水車整備	施設の整備においては、1戸当たり3億円以下のもの。
・防災対策強化事業(調査費)	地域住民を対象とした防災パンフレットや啓蒙看板の作成、研修や講習会の開催、防災訓練の実施	モデル事業として一定期間実施するもの。
・防災備蓄倉庫整備事業(事業費)	防災備蓄倉庫の整備	施設の整備においては、1戸当たり1億円以下のもの。
・備蓄用品・緊急時通信器具整備事業(事業費)	防災備蓄用品、備蓄用品の搬出等のための連絡調整用の緊急時通信器具の整備	備蓄用品の更新は除く。
・水産関連情報整備事業(調査費)	漁業集落復興に際しての漁港台帳、漁業就業者動向等の情報基盤の整備事業	
・津波情報収集・配信システム整備(事業費)	津波発生時における迅速かつ正確な情報収集及び漁業者等住民への的確な情報配信のための情報システム化整備、津波監視を行うための監視カメラ等の設置	
・ハザードマップ整備事業(調査費)	ハザードマップ整備のための測量調査、障害物調査、津波シミュレーション調査、パンフレット作成	
・浸水履歴表示用看板整備事業(事業費)	過去の浸水履歴を表示するための表示板の設置	

市街地復興効果促進事業

1. 基本的な考え方

市街地整備事業(土地区画整理事業、防災集団移転促進事業、津波復興拠点整備事業、市街地再開発事業)と連携して復興に相乗効果を加え、あるいは当該事業の促進に寄与することを目的に行う事業等のうち、市町村が事業主体となって行う以下に掲げる事業については、事業費の20%を一括して配分することとし、事前の承認を要しないものとする。

なお、市町村においては、当該事業の実施にあたっては、制度要綱第2の2の(1)の規定に留意するほか、①真に必要なかつ有効な事業を選択するとともに、その実施方法についても適切かつ効率的なものとなるよう努め、コスト縮減を図ること、②著しい被害を受けた地域内(まちづくりと一体として行う面整備)及びL2津波想定区域内並びに隣接する地域で行うことを基本とし、当該事業が市街地整備事業の実施地域と空間的に距離がある場合や、時間的にずれが生じる場合には、当該事業の必要性、公益性、基幹事業との関連性に留意すること、をふまえ事業を実施する必要がある。

2. 事業内容

1. 市街地整備事業の効率的促進		
早期復興に向けて、市街地整備事業そのものの効果発現を早めるために、市街地整備事業の進捗を効率的に促進させるために必要な事業		
事業名	事業内容	条件等
・市街地整備コーディネート事業(調査費)	複数事業のコーディネート業務、発注者支援業務	
・工事統括マネジメント事業(調査費)	複数事業の工事統括マネジメント業務	
・住民合意形成促進事業(調査費)	市街地整備事業における住民合意形成に向けた、住民との意見交換会開催、合意形成方策検討業務、専門家の派遣	モデル事業として一定期間実施するもの。
・被災地復興のための土地利用計画策定促進事業(調査費)	市街地整備事業に係る調査設計、換地設計、測量業務、住民との意見交換会の開催等に係る業務	
・市街地整備事業予定地区のがれき除去・撤去事業(事業費)	市街地整備事業の早期着工に資する、市街地整備事業予定地区内のがれき除却・撤去	
・市街地整備事業予定地区の盛土環境整備事業(事業費)	市街地整備事業の盛土環境整備のための、市街地整備事業予定地区における地盤改良、圧密促進	
・市街地整備事業予定地区の盛土材確保事業(事業費)	市街地整備事業予定地区における、盛土材確保のための土取場(地山)への取り付け道路の整備・樹木伐採	
・市街地整備事業予定地区の権利関係整備事業(調査費)	市街地整備の事業化促進に資する、市街地整備事業予定地区における地籍整備、境界杭埋設	
・飲用水供給施設・排水施設整備事業(事業費)	市街地整備事業に係る飲用水供給施設・排水施設整備事業(市街地整備事業地区から既存管へつなぐための施設整備を含む)	浄水場、下水道処理場の建設を除く。
・簡易仮設宿泊施設整備事業(事業費)	復興関係者の簡易仮設宿泊施設の整備	建設工事従事者の宿舎を除く。 市町村等職員の宿舎を除く。

2. まちの立ち上げ促進		
市街地整備事業地区に関連する被災者(仮設住宅生活者含む)の生活を支援し、コミュニティの維持を図り、市街地の早期復興に向けたまちの立ち上げを促進するために必要な事業		
事業名	事業内容	条件等
《市街地整備事業地区に関連する被災者(仮設住宅生活者含む)への支援》		
・被災者への生活・健康相談支援事業(調査費)	市街地整備事業地区に関連する被災者(仮設住宅への居住者含む)への生活相談・心と体の健康相談事業	モデル事業として一定期間実施するもの。
・被災高齢者向け巡回活動支援事業(調査費)	市街地整備事業地区に関連する被災高齢者(仮設住宅への居住者含む)向けの巡回訪問による生活改善、健康管理、リハビリ指導等の活動支援事業	モデル事業として一定期間実施するもの。
・被災住宅等の改修相談・啓発支援事業(調査費)	市街地整備事業地区に関連する被災住民(仮設住宅への居住者含む)への住宅等の耐震補強工事等に係る相談・啓発支援事業	モデル事業として一定期間実施するもの。
・仮設学校就学環境整備事業(事業費)	市街地整備事業地区に関連する被災者(仮設住宅への居住者含む)の通学する仮設学校のグラウンドの整備、通学路の整備等の就学環境整備事業	
・仮設学校スクールバス運行支援事業(事業費)	市街地整備事業地区に関連する被災者(仮設住宅への居住者含む)の仮設学校への通学のためのスクールバス購入、バス運行委託	モデル事業として一定期間実施するもの。
・被災者へのコミュニティバス運行支援事業(事業費)	市街地整備事業地区に関連する交通確保が困難な被災者(仮設住宅への居住者含む)のためのコミュニティバスの購入、バス停の設置、バス運行委託事業	モデル事業として一定期間実施するもの。
・被災者へのコミュニティ活動支援事業(事業費)	市街地整備事業地区に関連する被災住民(仮設住宅への居住者含む)が行うコミュニティ活動に必要な施設整備事業	
《市街地整備事業地区の早期の住宅再建、生活立ち上げ支援》		
・防災行政無線整備(事業費)	防災行政無線の整備、設備更新	
・津波情報収集・配信システム整備(事業費)	津波発生時における迅速かつ正確な情報収集及び漁業者等住民への的確な情報配信のための情報システム化整備。津波監視を行うための監視カメラ等の設置。	
・避難誘導施設整備事業(事業費)	軽微な避難路(階段及び手すり等)や避難塔	1施設あたり3億円以下のもの。
・避難誘導機器整備事業(事業費)	標識・案内板や掲示板、携帯用防災情報伝達機器、浸水履歴表示用看板等	

事業名	事業内容	条 件 等
・災害用給水機材格納倉庫整備事業(事業費)	災害用給水機材格納倉庫事業、給水計画に基づく防災井戸や給水車整備	施設の整備においては、1戸あたり3億円以下のもの。
・津波被災情報等GIS基盤整備事業(調査費)	復興まちづくりに際しての都市計画・建築確認・道路台帳・ハザードマップなどのGIS基盤(都市計画GISを含む統合型GIS等)の整備事業	
・防災拠点施設整備事業(事業費)	避難所・避難施設の整備、炊き出し拠点等の防災拠点施設整備	施設の整備においては、1戸あたり3億円以下のもの。
・防災備蓄倉庫整備事業(事業費)	防災備蓄倉庫の整備、それに付随する防災備蓄用品、備品用品搬出等のための連絡調整用の緊急時通信器具の整備	施設の整備においては、1戸あたり1億円以下のもの。 備蓄用品の更新は除く。
・防災対策強化事業(調査費)	地域住民を対象とした防災パンフレットや啓蒙看板の作成、研修や講習会の開催、防災訓練の実施	モデル事業として一定期間実施するもの。
・ハザードマップ整備事業(調査費)	ハザードマップ整備のための、測量調査、障害物調査、津波シミュレーション調査、パンフレット作成	
・地域防災・減災(BCP)計画策定調査事業(調査費)	地域防災・減災(BCP)計画策定のための調査	今後の体制づくりに確実に反映されること。
・被災者のための集団墓地・霊園整備事業(事業費)	市街地整備事業地区及び近隣地区の被災者の集団墓地・霊園整備事業	墓石等の個人所有物、個人補償にかかる経費を除く。
・公共交通環境整備調査事業(調査費)	被災後の新たなまちづくりや復興状況に対応した公共交通のあり方に関する調査	

3. 産業、観光等の復興の促進		
市街地整備事業と連携して、市街地整備事業地区又は隣接地において行われる、産業立地や観光資源開発等を促進するために必要な事業		
事業名	事業内容	条件等
・地元企業経営再建指導事業(調査費)	経営セミナー、BCP講習会、個別相談会の実施	
・震災・復興記録の収集・整理・保存(調査費)	震災の記録を後世へ伝え、防災性向上に資するための震災・復興記録の収集・整理・保存	
・産業誘致・振興に向けた調査事業(調査費)	マーケティング調査、プロモーション活動に係る事業	
・再生可能エネルギー活用・推進計画策定調査事業(調査費)	風力及び太陽光等の自然エネルギー並びにバイオエネルギーを活用した発電設備の活用・推進計画策定に必要な調査	
・観光資源発掘・PR事業(調査費)	地域の観光資源の発掘やプロモーション活動に係る事業	
・観光交流・物産交流センター整備事業(事業費)	地域の観光・交流の拠点となる施設の整備事業(購入費を含む)	施設の整備においては、1戸あたり1億円以下のもの。

※()内の調査費、事業費については、イメージとして示したものである。